

浴槽水管理表

別表第2（第6条関係）

入浴者の衛生のため必要な浴槽水等の措置の基準

(1)	貯湯槽内の湯水全体の温度を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。	
(2)	定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。	
(3)	ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄等の適切な方法で汚濁物質等を排出すること。	
(4)	循環配管は、1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。	
(5)	集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。	
(6)	消毒装置の維持管理を適切に行うこと。	
(7)	浴槽は、1週間に1回以上、清掃及び消毒を行うこと。	
(8)	洗い場の湯水栓に湯水を送る水温調整槽は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。	
(9)	回収槽内の湯水は、浴用に使用しないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。	
(10)	気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。	
(11)	打たせ湯及び上がり用湯水には、循環ろ過水及び浴槽水を使用しないこと。	
(12)	浴槽から排出された湯水をろ過して循環させる設備を設置している場合は、循環ろ過水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。	
(13)	水道水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用湯水及び浴槽水は、知事が別に定める基準に適合するよう水質を管理すること。	
(14)	浴槽水は、常に満杯状態に保ち、原湯又は循環ろ過水を十分に供給することにより浴槽からあふれさせ、かつ、清浄に保つこと。	

<p>(15) 連日使用型循環浴槽水以外の浴槽水は毎日、連日使用型循環浴槽水は1週間に1回以上、完全換水すること。</p>	
<p>(16) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用して浴槽水中の遊離残留塩素濃度（以下「濃度」という。）を頻繁に測定し、濃度を常時1リットル中0.2ミリグラム以上に保つこと。また、濃度が1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該結果を測定の日から3年間保管すること。→必ず記録用紙を作成して下さい</p> <p>ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが適当でない場合であって、併せて適切な衛生措置を行うことを条件として知事が認めたときは、この限りでない。</p>	
<p>(17) 循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤は、ろ過器の直前で投入すること。</p>	
<p>(18) 浴槽水の水素イオン濃度を頻繁に測定し、その結果を測定の日から3年間保管すること。 →必ず記録用紙を作成して下さい</p>	
<p>(19) 原水、原湯及び上がり用湯水並びにろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全換水している浴槽水については1年に1回以上、塩素系薬剤を使用して消毒している連日使用型循環浴槽水については1年に2回以上、塩素系薬剤を使用しないで消毒している連日使用型循環浴槽水については1年に4回以上、水質の検査（(20)に規定する浴槽水の水質の検査を除く。）を行い、その結果を検査の日から3年間保管すること。</p>	
<p>(20) 公衆浴場の営業を新たに開始した場合は営業を開始した日から1月以内に3回以上、循環式浴槽を新たに設置し、又は既存の浴槽を循環式浴槽に改造した場合は当該浴槽の運用を開始した日から1月以内に3回以上、浴槽水の水質の検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管すること。</p>	
<p>(21) (19)及び(20)に規定する水質の検査の結果は、自主的な公表に努めるとともに、毎年4月30日までに、前年の4月1日に始まる年度内において実施した当該結果を、施設の所在地を管轄する保健所の長に報告すること。</p>	
<p>(22) (19)及び(20)に規定する水質の検査の結果、(13)に規定する基準に適合していない場合は、直ちに施設の所在地を管轄する保健所の長に届け出て、その指示を受け、適切な措置を講ずること。</p>	
<p>(23) 浴槽水を河川、湖沼及び海域に排出する場合は、環境保全のための必要な処理を行うこと。</p>	